

平成31年3月6日

水見市教育総務課 担当者 様

札幌市西区八軒8条東5丁目4-8-103
北海道アオサギ研究会
代 表 松長克利

虻が島におけるアオサギの産卵後の追い払い作業中止に関する要望

鳥獣保護管理法では、生物の多様性を確保する目的で鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等が可能であると定められています。一方、同規定は生物多様性がどの程度損われればその行為が正当化されるのかについては具体的な基準を設けておらず、その判断は行為主体である行政に委ねられているのが実情です。虻が島の事案について、貴市はこの規定が適用可能であるとの認識のもとに行っているものと理解しています。しかしながら、当研究会としては、貴課とのやりとりで得られた情報、虻が島の植生に関する既知の知見、2004年以降の新聞等メディアでの報道等を考慮する限り、貴市の判断は上記規定を不当に拡大解釈したものとみなさざるを得ず、アオサギの卵及びヒナを損傷する行為を正当化できるものではないと考えます。さらに、貴市の判断は当事案のみならず今後の野生動物の保全のあり方に重大な悪影響を及ぼしかねないと憂慮しています。

当事案については昨年3月4日、4月9日の二度にわたり同様の要望をしてきたところですが、今シーズンも引き続きこれまで同様の作業が計画されているとのことから再度要望を行う必要があると判断しました。本要望はアオサギを虻が島から追い払うこと自体に反対するものではなく、作業により親鳥が営巣を放棄することで卵やヒナが犠牲になる事態を防ぐことが目的です。

ついては、アオサギが島に飛来しはじめてから産卵する前までの期間に集中的に追い払いを行い、いったん産卵が認められた後には作業を行わないよう強く要望します。

以上